

特集1

三重の萬葉と歴史

天平十二年の聖武行幸

第2回 資料2

特集2

津市・三重県の研究

三重の文化・社会・自然
TRIO

Vol.11

ISSN 1345-5079

三重大学大学院人文社会科学研究所 地域交流誌 [トリオ]



1 巻頭言／小川 眞里子

特集1

2

三重の萬葉と歴史 天平十二年の 聖武行幸 鼎談 廣岡 義隆、榎村 寛之、山中 章

12 本居宣長の『古事記』研究／遠山 敦

14 大伴家持の相聞歌について－「沫然り」とは何か／武笠 俊一

16 伊勢神宮と神仏習合思想／勝山 清次

18

特集2

津市・三重県の研究

成果報告会／ティエリー・グットマン、豊福 裕二

19 津市の合併と財政／青山 弘忠

20 地方税の原則の検討と個人住民税フラット化への評価／杜 強

21 津市における保育園の実状－少子化対策の中でなぜ保育園の統廃合なのか－／南 泰代

23 津市の人権施策について－子どもの人権に関する課題－／高木 真清

24 津市における成年後見の状況について／濱地 正巳

26 三重におけるワーク・ライフ・バランスの取り組み／田中 貢

28 魅力的な都市への契機－津市の集客力の向上を目指して－／呉 紅冉

29 三重県における不況の雇用状況／李 恩

31 三重県における華僑華人の現状と課題／陳 林妹

32 中世安濃津における天台真盛宗の展開について／戸伏 知子

34 戦国期中伊勢における地域権力と中世城館－安濃津地域を中心に－／中川 貴皓

36 人文教員エッセー

「臓器移植法」の改正に寄せて／今泉 智之

「外国から学ぶ」と今／洪 恵子

40 新刊自著を語る

『カナダ先住民と近代産業の民族誌

－北西海岸におけるサケ漁業と先住民漁師による技術的適応－』／立川 陽仁

42 三重の歴史と風景

男女平等理念の深化とその実践－三重県での先進的事例－／西川 洋

43 大学院・学部の広報

三重大学人文学部・第5回「公開ゼミ」報告／塚本 明

44 大学院のご案内

45 雑感／名島 利喜
編集後記



表紙写真 ■ 津観音

三重の文化と社会

津市・
三重県の研究

はじめに

三重大学大学院人文社会科学部研究科の授業科目「三重の文化と社会」がスタートして、今年度で9年目になる。本科目は、三重の文学・歴史・思想・社会・地理・環境、地方制度・地方自治・地域産業と経済などを総合的に考究し、三重県地域の文化と社会の特色を明らかにすることを目的として、毎年、県下の市町村から一つを対象地域に選んで実施しているものである。本科目の特色は、大学院生が自らその地域に関する研究課題を設定し、フィールドワークを行うことで、実践的に調査・研究能力を養うことができる点にある。また、2年前からは、こうしたフィールドワーク型の研究に加えて、県内全域を対象として主に文献・資料をもとに調査・研究を行う文献型の研究も展開している。三重大学では、学生の主体的な問題発見・解決能力を育むPBL教育を推進しているが、本科目はPBLを導入した特色ある大学院教育として開設されている。同時に、大学院生が調査を通じて地域の人々と交流し、また現地発表会を行うことで研究成果を地域に還元するなど、大学の地域連携、地域貢献の一助となることを意図していることも、本科目の特色の一つである。

昨年度までの香良洲町、紀伊長島町、亀山市・関町、志摩市阿児町、伊賀市、鈴鹿市、松阪市、四日市市に続き、本年度は津市を調

査対象地域とした。

昨年度までと同様、今年度も月1回程度の研究発表を基本としつつ、6月には予備調査としてジェネラルサーベイを実施し、受講生各自の研究テーマや研究方法を明確にした。9月には現地合宿を実施し、受講生が各自の研究の進捗状況を報告するとともに、大学院生・教員間の交流を図った。その後も、大学院生が、独自に現地での聞き取り調査や資料収集を重ね、指導教員の指導のもと、研究発表や討論を経てまとめあげた成果が、以下に掲載する研究報告である。

なお、現地のジェネラルサーベイや調査実施にあたっては、津市役所の各課の方々、関係諸団体や市民の皆様にも多大なるご協力をいただいた。とりわけ津市商工観光部産業政策振興課の和田忍様には、ジェネラルサーベイでの各課へのコーディネートをはじめ、本科目の円滑な遂行のために多大なるご助力を賜った。本科目は、地元の方々のご協力なしには成り立たないものであり、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

科目担当教員

テイエリー・グットマン

(人文学部准教授)

とよふく ゆうじ
豊福裕二 (人文学部准教授)

津市・三重県の研究 / 成果報告会

2010年1月31日(日)の午後12時半より、津市図書館視聴覚室において、「津市・三重県の研究・成果報告会」が開かれ、学部生4名、大学院生11名が、10ヶ月にわたる各自の研究発表を行いました。当日は、雨模様にもかかわらず地元の方を中心として10名の参加がありました(発表者、関係者を除く)。学部生、大学院生の発表に、地元の方々が興味深く耳を傾けてくださ

しました。調査に協力して下さった市の職員の方が、当日津市市長・市議会議員選挙で忙しい中、温かい励ましの言葉をかけに来て下さいました。地域に学び、地域と交流することの重要性をあらためて実感した有意義な報告会になりました。なお当日、報告書「津市・三重県の研究」(A4判)が参加者に配布されました。

津市の合併と財政

青山弘忠

I 津市の財政状況

「平成の大合併」が2009年度で終了することとなり、1999年3月31日に3232あった市町村は、2009年1月1日現在で1781と10年間でほぼ半減した。

津地域においても2006年1月1日に2市、6町、2村が合併し新津市が誕生したが、合併前に策定された財政計画と合併後4年間の実績を比較すると興味深い事実が浮かび上がってくる。まず、歳入の地方債が著しく計画を下回っており、2007年度においては、当初計画の11%しか発行されていない。それに連動して歳出の普通建設事業費が大幅に削減されており、義務的経費に押されて投資的経費が極めて少なくなっている。

又、歳入から歳出を差し引いた実質単年度収支は2年連続で赤字になっており、基金を取り崩さなければ単年度の収入で支出を賄えない状況にある。今後も赤字が続けば財政運営が成り立たなくなる可能性があり、津市の財政は極めて危険な状況にあると言える。

さて、国は合併を進めるため様々な

誘導策を用意したが、中でも1994年に制度化された合併特例債は最大のものであった。津市は合併前に767億円

(その後525億円に下方修正)の合併特例債を発行する計画を立て、一市町村あたり2事業の合計20事業を行なっていくという取り決めを行なったが、厳しい財政状況の中で合併特例債は合併後4年間で23・7億円しか発行されていない。

厳しい財政状況の中での判断であるとは思いますが、節約だけでは新市の将来展望は開けないので、今後は何が必要で何が不要なのかをしっかりと見極め、必要な事業へは惜しみなく投資するメリハリのきいた市政運営が求められる。

II 合併前の駆け込み事業

下記図表が示すように、合併が決まる前の2002年度に10市町村合わせて312億円あった基金残高は、合併が行なわれた2006年度には171億円にまで減少している。

一体何が原因なのだろうか？安濃町、芸濃町、美里村における庁舎の建て替えとそれに併設された公民館や保健セン

ター、白山町のしらさぎホール(総合文化センター)や久居市、安濃町、白山町の消防署建設などが考えられる。合併が行われると地域が取り残されるのではないかとという住民の不安が根強くあり、各首長が「駆け込み事業」に手を出してしまったことが大きな原因である。これらの現実をしっかりと受け入れ、今後は津市の財政再建に向けて前向きな議論を進めていかなければならない。

III 今後の津市が目指すべき姿と中核市

30万都市にコミュニティセンターが41あり、図書館が11あり、斎場が9つあるのは、いずれも旧市町村の枠組みを前提としており、今後は全体を見渡した総合的見地からの再配置が必要となってくる。合併後4年経った今日でも抜けない旧市町村意識を払拭し、新津市としての一体感を醸成するためにも「中核市」を目指すことを提案したい。

「中核市」とは政令指定都市に準じた権限を持つ都市として位置づける制度で、現在全国で41市が指定を受けている。「中核市」になるには、人口が30万人以上必要であり、津市の場合あと8000人ほど人口が増えれば要件を満たすことになる。

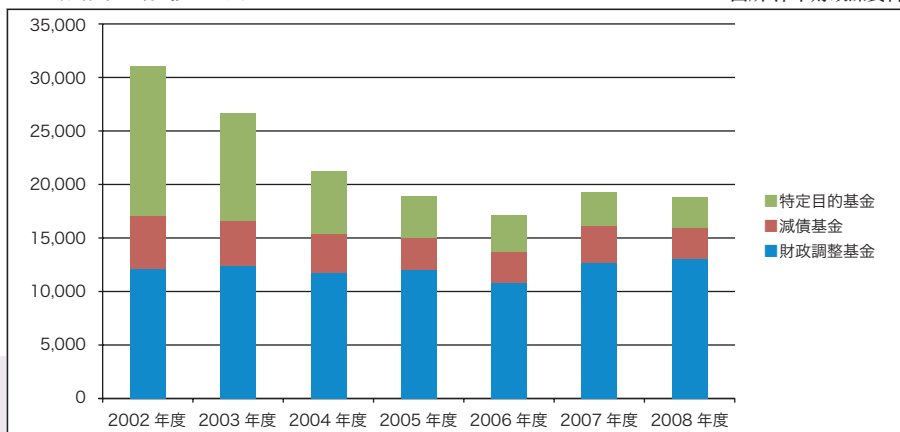
「中核市」になると以下の権限が移譲される。①保健所を独自に設置することができ、②福祉行政について県の関与がなくなり、直接所管官庁である厚生労働省とやり取りができる③包括監査制度の導入により、財務の透明性が図られる。これによって県の関与が小さくなり、自立した分権都市に生まれ変わることができる。

津市の総合計画では「中核市」に触れていないが、ぜひ人口が増える魅力的な津市を目指していく中で今後ぜひとも検討いただくことを希望する。

(あおやまひろただ)
人文社会科学研究所社会学専攻
行政学

出所 津市財政課資料

基金残高の推移 (単位: 百万円)



参考文献
今井照(2008)『平成大合併の政治学』
公人社
初村大之(2003)『合併財政シミュレーションの読み方づくりかた』自治体研究社

町田俊彦(2006)『平成大合併の財政学』
公人社
津市(2008)『津市総合計画』

地方税の原則の検討と 個人住民税フラット化 への評価

杜強

地方税には租税負担配分の方法としての応益説と応能説がある。応益説は公共サービスから受けた利益に見合せて課税されるべきと主張する。これに對立する応能説は租税の支払能力の大きい人に多額の税負担を課すべきと主張する。それは累進課税制度を通じた所得再分配を意味している。応能原則については、所得再分配政策は中央政府の役割であり、地方税には適切ではないと批判される。また、地方において公共サービスからの受益は、国の提供する公共サービスからの受益より認識しやすいため、負担配分の方法として応益説を重要視する考えが一般的である。

こうして、国税は応能原則、地方税は応益原則とよく言われるが、地方税についてはは応能説・応益説のいずれか一方に決めつけることは難しい。サービス(公共財)からの便益に応じて税負担を求めると利益説は問題点を抱えている。公園・図書館など消費量が人によって異なる公共サービスの財源を税の代わりに料金・手数料で賄うのは、応益性に適った負担を求めることである。しかし、国防などの公共サービス(純粋公共財)からの利益は主観的なものであり、そうした主観的な利益(人々の公共財に対する限界評価)を政府は知ることができないのはできない。また、地方の警察・消防などの公共財も、利益が誰にどの程度帰着したかを正確に知ることができないかぎり、厳密な利益説の適用は不可能

である。しかし警察・消防等、地方が提供するサービスが充実すると、生活環境が改善され、土地・家屋の価値が高まることも事実である。こうして、受益を直接に把握できないとしても、土地・家屋の価値に財産税(日本の固定資産税)を課すことで、利益説に適った課税をすることができると考えられる。また、負担配分の原則を利益説のなかで説明し、利益説による税負担配分の一つととらえる見方もある。とはいえ、負担配分の原則に合う人頭税については、公平でないという批判もあり、こうした批判的見解では、地方税の基本はあくまでも応能説であり、応益性はそれに加味されるにすぎないと考えられる。

個人住民税フラット化というのは、もともと、住民税の所得割が所得に応じて累進的に3段階(5%、10%、13%)で設定されていた。それが、「三位一体改革」を通して、所得に関係なく一律に10%で比例税率化されたことである。このフラット化は地方税改革の視点からいかに評価したらよいのだろうか。津市の平成19年度の決算では、歳入のうち市町村税個人分は、前年度に対しての増減率は20.9%であり、税収の増大となっている。景気動向の要因も考えられるが、フラット化による個人住民税の増が明らかに見られる。減収の主なもの、地方譲与税が税源移譲に伴う所得譲与税の廃止などにより34億円から14億円に20億円(60%)の大幅減、地方特例交付金が定率減税の

補てん措置分の段階的縮小により11億円から3億円に8億円(75%)減となった。結局、津市の平成19年度歳入総額は、前年度と比較したところ、30億円の減少となり、財政状況はより厳しくなったといえるだろう。

津市の財政状況を調査等に通じて、フラット化をはじめ、「三位一体改革」の効果について以下のようにまとめることができる。まず、地方の歳入面では、フラット化による税源の増大が見られるが、地方が支払った犠牲も大きい。地方にとってある程度の自主財源を得たが、地方交付税・補助金の削減が実施されたことで、歳入が以前より厳しくなった。言い換えると、現状においては、地方の歳入に関しては、国の関与が依然として大きいと言えよう。歳入面に関する地方への国の関与を縮小するには、財政の分権の改革が必要であることはいうまでもない。これまでの中央集権的システムは、決して現代国家にふさわしくはない。しかし、財政の分権への道を通るにはさまざまな難関を乗り越えないといけない。たとえば、地方に税率操作権の制限を緩和したとしても、現状では個人への超過課税は困難であろう。また、仮に地方債の許可制度を見直したとしても、地方は容易に地方債を発行できるとはいえない。財政再建の立場から、国の財政再建が優先され、地方の歳入は大幅に削減されたとの不満が地方にある。現状では少なくとも地方において、財政再建はいまだに遠い目標だといえよう。

最後に、フラット化の意義について少し述べよう。例えば、住民税フラット化によって、地方税の性質は以前より応益的な色彩を強めることになったという見解もあるが、前に指摘したように、住民税は負担能力に応じて広く負担を求めなければならぬ。実際、課税最低限が設けられている以上、住民税はフラット化しても、依然として累進的要素をもつ応能課税である。

また、地方税には、地方公共団体の住民は行政サービスに伴う費用を負担し、共同体の一員としても責任を果たすべきという負担分任原則が求められ、その面からフラット化は妥当な方向と考えられるという意見もある。この意見では、負担分任原則は公共サービスの費用を共同で分け合うと解釈できる。そうすると、住民税には均等割があり、住民税

所得割の課税最低限は所得税の課税最低限より低く設定されているのは負担分任の考えに沿うものと考えられるが、均等割にも課税最低限があるということは負担分任の考えを徹底し得ないことを示している。さらに、負担分任の考え方が果たして適正な負担を導くものか否か問題はある。所得税の課税最低限を最低生活費とみると、住民税は負担能力のない人にまで負担がおよぶことになる。これは租税の一般原則の公平性と矛盾するだろう。以上で、地方税の原則について検討してきたが、地方税といえども税である限り、租税に要求される一般原則を無視すべきではないと考える。

(ときょう)

人文社会科学研究所社会学専攻
財政学

津市における 保育園の実状

少子化対策の中でなぜ保育園の統廃合なのか

南泰代

I はじめに

少子化が問題とされて久しい。解決方

法の一つは、多くの人々にとつて子どもを育てやすい環境の整備である。今回は保育園問題を取り上げて、津市における

保育環境を検討する。

II 津市における保育園の実状

1 待機児童数と過剰入所

三重県の2008年の待機児童は43人だが、津市は2001年から0人となつている。この数値からは、待機児童問題が解消されているような印象を受けるが、実際には二つの問題が生じている。その第一が、津市内に待機児童がいても、合併した過疎地域の保育所に空き数がある場合は相殺されていることである。しかしながらこれは、数字上の処理にすぎず、実際に保育園の利用を求め人への配慮を欠いている。

そして第二の問題が過剰入所である。2002年からの規制緩和で保育所定員が弾力化され、現在では、4月は115%迄に制限しなければならぬが、10月以降は125%超でも構わない。また2009年秋に、地方分権改革推進委員会や厚生労働省が、待機児童の多い都市部に限り自治体ごとに基準を緩和できると決定した。これを受けて、津市の保育園の2009年の過剰入所園数は、公立では26園中12園、私立は28園中25園となった。松阪市・四日市市に比べて突出している。過剰入所であつても、利用を希望する者の要望にこたえるためには仕方のないことだといえるかもしれない。しかしながら過剰入所は、入所者に対する注意が不十分となり、死亡

事故を含む事故の発生を増加させてしまふ。2002〜2006年度の全国の保育施設での死亡事故は、認可園20件、認可外保育施設33件である。認可園が増えたとも言われる。児童の安全という観点から、保育園の定員緩和は問題があると言わざるを得ない。

2 保育園の統廃合問題

津市では、この他にも保育園の統廃合という問題を抱えている。それは、保育園が統廃合されることで利用者の負担が増し、利用を断念する事態も生じているからである。以下では、美杉地区と白山地区の状況を確認した上で、白山地区における保育園の統廃合に関する決定を取り上げる。

a 美杉地区における保育園の統廃合

美杉地区では、4園中2園を2009年に廃園し、児童は2園から遠く離れた八知保育園に移された。八地保育園には送迎バスがあるが、3歳未満は保護者の送迎であるため、遠くまで送迎する保護者の負担が増大した。太郎生保育園では、送迎は全員母親が行っており、所要時間は10〜20分である。定員充足率26.7%だが、他の園とは遠いため、統廃合の予定はない。

b 白山地区における保育園の統廃合

白山地区では、幼保一体型の白山幼稚園・白山保育園の総合センターに、保育園4園、幼稚園5園を統廃合した結果、



※津市健康福祉部こども課資料を基に作成

2009年現在、総児童数314人というマンモス状況にある。

3歳以上に通園バスが用意されているが、バスは地域を45分で回ることから、児童の負担は増大した。他方、3歳未満は保護者が送迎しなければならず、その負担から子どもを預けて働くことを断念した事例がある。このように、送迎の面で利用者の負担を増加させ、他方においてマンモス化によって、保育の質が問題になりうる。それではなぜ、白山地区では統廃合が行われたのだろうか。

Ⅲ 保育園の統廃合に関する政策決定について

白山町では、1996年前後から、送迎バスを利用することで、1園で「効果的な保育」を行おうと、統廃合を検討していた。1998年の議会において、マンモス化と送迎問題が指摘されたが、教育長は、少子化の傾向、文部厚生の両省の幼保一元化方針、そして老朽化対策として統廃合が必要であると答弁した。また、当時は、町はずれの国立静澄病院の跡地を建設予定地とした。2000

年の議会では、幼稚部と保育部の別立ての理由などについて質問があったが、町長は、保育園は児童福祉法、幼稚園は学校教育法に基づき一本化できず、統合ではなく併設にとどまると述べた。さらに、町が行った3千人アンケートの結果では統合反対が多いことも指摘されたが、町長は、社会情勢の変化で延長保育・一時保育が必要になったため、その職員を得るためには統廃合による効果的配置が必要と主張した。その後、2002年3月、町の中央のJA養鶏場跡地が選ばれ、9億円（財源は国・県補助金2億2000万円、地方債4億1000万円、残り2億7000万円が町独自の基金）が予算として計上され、2003年6月に全会一致で統廃合が決定された。津市との合併は2006年1月、センター完成は2006年1月で、まさに合併直前であった。このように白山町議会での議論においては、児童や保護者が統廃合によってどのような負担を強いられるかという問題が十分に検討されていなかったと言える。

Ⅳ おわりに

津市内の保育園における過剰入所問題と保育園の統廃合問題を検討した結果、児童や保護者という当事者への配慮不足が明らかになった。少子化が進む中、子を産み、子を育てようとする人々への適切な支援が必要である。限られた予算の中で、どのような支援が行われると多くの人々にとって子どもを育てやすい環境が実現するのか、今後の研究課題としたい。

（みなみやすよ）
人文社会科学研究所 政治学

参考文献

- ・ 桜井慶一「保育制度改革の諸問題」新読書社、2006年
- ・ 清家篤・岩村正彦『子育て支援の論点』社会経済生産性本部、2002年
- ・ 労働政策研究・研修機構『労働政策研究報告書』No.96（子育て後の女性の再就職）2008年
- ・ 国立社会保障・人権問題研究所『少子社会の子育て支援』東京大学出版社、2002年
- ・ 全国保育園団体連絡会『保育白書』2008年版、ちいさいなまこ

津市の人権施策について

子どもの人権に関する課題

高木 真清

I はじめに

今日、広く人権啓発は為されているが、「いじめ」「虐待」等のような人権侵害が後を絶たない。これらの人権侵害に対してどのように対応するべきか。

そこで、注目したいのが国民に最も身近な地方公共団体による施策である。国・地方公共団体、国民の責務を明らかにし、施策の総合的推進を図る「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が2000年に定められ、同法施行後、三重県及び津市は「人権が尊重される三重をつくる条例」・「人権が尊重される津市をつくる条例」を制定し、現在「津市人権施策（以下「人権施策」）の策定に取り組んでいる。以下では「人権施策」を取り上げて、その内容と課題を検討する。

II 人権施策の概要

「人権施策」は、①差別を生じさせない平等で公正な社会の実現、②さまざま

まな文化や一人ひとりのものの見方、考え方が尊重される社会の実現の2点を基本理念とし、①人権啓発の推進、②人権教育の推進、③相談・支援体制の充実、④ユニバーサルデザインのまちづくりの推進、⑤市民活動の組織などとの連携の推進の5点を総合的方針としており、啓発・教育の推進という点では充実している。

また、「人権施策」の対象は、①同和問題、②子ども、③女性、④障がい者、⑤高齢者、⑥外国人、⑦その他と多岐に亘る。以下では、基本理念を実現する上で、特に子どもの人権を尊重することが重要であると考えるところから、子どもの人権を中心として検討を行う。

III 人権施策における子どもの人権

2009年11月現在、子ども関連の事業課は、医療助成課、教育研究支援課、子ども家庭課、子ども総合支援室、生涯学習課、人権教育課、中央保健センター、

各保健センターであるが、「人権施策」については人権課が直接統括を行っている。実地調査では、事務事業は「人権施策の基本理念及び基本方針を実現してゆく為に、従来行われているものから人権の観点では何ができるのかということ」を各部署に依頼して挙げてもらったものを整理・分類したものであり、合併により市域が拡大したことなどから、人権課においても、未だ十分な対策を検討する時期には至っていない

ことが判明した。しかしながら、職員意識向上を始めとして様々な啓発活動を担う人権課は、今後「司令塔」として活躍することが期待される。また、「行政だけではなく地域住民がより積極的に取り組んでくれれば」という言葉が得られた様に、行政に一任するので

はなく、地域住民が積極的に人権問題に取り組むことも必要である。

子どもの問題を主に扱っているのは2007年に設置された子ども総合支援室である。現体制は、①子育て支援、②児童虐待の防止、③家庭児童相談事業、④発達支援等、子どもの問題を多



岐に亘って専門的に扱い、現在は子どもの目線に立った「子どもの権利条例」の制定を計画し、同時に2005年施行の「次世代育成支援対策推進法」に基づき「津市次世代育成支援行動計画」の策定を検討している。更に2006年度より、「子ども」についてより理解を深め、様々な問題に対応すべく他の

部局（子ども家庭課・保育、子育て支援、保健センター・教育委員会、幼稚園担当・教育研究所、特別支援教育担当、障がい担当等）との情報共有・連携を図り「子ども総合支援会議」を立ち上げ、月1回定例で会合を続け、県の機関である児童相談所や警察、NPOとの連携体制も整え、人権課とは違った形で「子どもを護る」体制を形成している。子ども総合支援室は、近年では「児童虐待」および発達支援にも関わり、NPOと連携してサポートしており、今後は津市独自のモデル化を進め、虐待等における事後対応だけではなく、問題を未然に防止することが可能な社会の実現を目指して他市等との勉強会の実施や、児童相談所向けの研修へも参加している。

同支援室が現在直面している課題は、外国人の児童の問題と人材の不足である。現在、保育士4名を含む14名で構成されているが、保育士の2名は再雇用、家庭児童相談員の3名の雇用形態は臨時職員である。

IV 子どもの人権をめぐる今後の施策について

現段階における「人権施策」の問題点は、①人権課が現状を把握していないこと、②子ども総合支援室はスタッフ不足が挙げられ、早期の問題解決が必要である。しかしながら、そのような問題にもかかわらず、人権課・子ども総合支援室は「子どもの人権」に対する熱意を十分に有している。

したがって、①については事務事業の分類を行っているからこそ、列挙項目を調査し、市として特に何を優先すべきか検討するなど、人権課が強力なリーダーシップを発揮すること、②については予算等の関係から増員が不可能ならば、NPOや地域住民との一層の連携強化が必要である。その為には、市民が地域住民として津市の人権問題について認識を深めることが不可欠であり、人権に関する啓発活動の活性化が必要である。そこで、例えば多くの保護者が一堂に会する学校のPTA総会等を活用して人権講演やPRビデオ上映等を実施できないだろうか。また、子どもの人権施策については子どもの目線に立った検討が必要である。つまり当事者である子どもの声を汲み上げる方法を検討する必要がある。加えて、職員に対しても人権意識の一層の高揚が求められる。その為には、画一的な職員研修ではなく、人権問題に取り組むNPO等での実地研修が有効である

と考える。以上の事柄と同時に、基本理念実現に向け、市・地域住民が丸となって努力することが必要である。

（たかぎますみ）

人文社会科学研究所社会科学専攻
刑法

津市における成年後見の状況について

濱地 正巳

I はじめに

2000年4月から新しく介護保険法が施行されると同時に、成年後見制度が施行された。そして、成年後見制度は今や、単なる民法上の財産管理制度であることを超えて、社会福祉制度上の最重要インフラの一つになった。そしてその結果として、成年後見制度の利用可能性を広く市民一般に保障することが、国及び地方自治体の重要な責務となっている。そして、このことを近年では「成年後見の社会化」と呼んでいる。

そこで本稿では、津市が成年後見制度の普及についてどのように取り組んでいる

参考文献

- ・影山任佐ほか（2007）「非行」ゆまに書房
- ・加藤幸雄ほか（1994）「司法福祉の焦点」ミネルヴァ書房
- ・川崎二三彦（2006）「児童虐待現場からの提言」岩波書店
- ・その他、津市・松阪市・四日市市・鈴鹿市・春日井市の各ホームページ

いるかをリサーチし、今後の成年後見制度の検討を行っていく上での素材としたい。

II 成年後見関係の審判の申立件数

平成19年4月から平成20年3月までの1年間における全国成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で24,988件となっている。また全国の市区町村長申立件数については1,564件である。

一方、平成19年の津家庭裁判所管内

の、後見開始等の件数は237件（津支部は72件）、保佐開始等の件数は87件（津支部は23件）、補助開始等の件数は43件（津支部は21件）、また任意後見契約に関する法律関係は7件（津支部は3件）となっている。市区町村長申立件数については津家庭裁判所管内では12件となっている（全国比0.8%）。

これらの申立件数は、全国でも津支部においても、平成12年以降、いずれも増加傾向にあるが、津支部のとりわけ市区町村申立件数は比較的少ないといえる。

Ⅲ 津市における成年後見事業

さて、「成年後見の社会化」がどれほど進んでいるかをみていくには、成年後見制度への支援体制の整備等、行政がどの程度行っているのかをみていくことが重要である。この点につき市にヒアリング調査を行った。

1 津市の取り組み

① 成年後見等に関わる市の事業計画と成年後見制度利用支援事業

平成21年3月津市が策定した「第5次高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」においては、高齢者の権利擁護の中に成年後見制度利用支援事業の推進を位置づけている。また、市では地域包括支援センターを中心とした各種団体や組織間のネットワークづくりや地域住民の意識啓発等に取り組んで

いる。さらに「津市障がい者計画」（平成20年度～24年度）では、「権利擁護の推進」の対象の一つとして、成年後見制度の利用の促進、成年後見利用支援事業を掲げている。

なお、費用の面で成年後見制度の利用を支援する制度も、市の成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成18年1月1日施行）により定められているが、対象者は制限されている。

② 市長の申立てに関する事例

成年後見制度利用の際、親族がない場合には、市長に申立権が認められている。このような後見開始等の審判に係る市長の申立てについては、一般的には、地域包括支援センター、介護福祉施設・事業所、病院、民生委員からの相談を受けておこなうことが多く、近隣住民、福祉関係機関など、本人と関わる機会のあるあらゆる人、専門職からの相談もあり得る。

ところで、身寄りがいないなどの理由で、市長の審判の申立てに関する相談・申立件数においては、認知症高齢者のケースが平成18年度で1件、平成19年度で2件、平成20年度で2件となっている。知的障害者のケースについては、平成19年度で2件、平成20年度において1件である。

③ 津市の広報

ヒアリングの結果、今のところ成年後見制度に関する広報は機会があれば行う程度のもので、あまり積極的な活動は行っていないとのことであった。成年後

見制度の活用促進を図るため、市民に対するより一層の周知・啓発が必要であると考える。

2 在宅介護支援センター・社会福祉協議会

津市にある在宅介護支援センターは、地域包括支援センターの地域における窓口となり、さらに、津市社会福祉協議会では、三重県社会福祉協議会の委託を受けて地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の窓口相談業務も実施している。

3 行政以外の組織

津市には行政以外に、社団法人成年後見センター・リーガルサポート三重支部やNPO法人三重成年後見サポートセンターなどの組織がある。高齢者・障害者等の権利を護り成年後見制度利用に關してさまざまな活動を行っている。このような組織と行政との連携が強まることも、津市における成年後見制度のさらなる利用につながると考える。

Ⅳ おわりに

以上のように、平成12年度以降の成年後見制度の利用は、津家庭裁判所管内の津支部においても伸びの傾向は変わっていない。それは津市においても利用者が様々な理由で成年後見制度に関心をもち需要が高まっているからだと思う。また、津市が成年後見制度利用支援事

業に關し、各種の福祉サービス事業と連携を図っていることがわかったが、市が関わる申立権についての相談・申立件数としては少なく潜在的な相談等の需要はまだ多くあるのではないかと思つた。さらに、申立費用の面でも、津市には要支援者に対し成年後見利用に關して公的支援を行う制度があるが、支援を受ける対象者が制限されている。確かに、財源の問題もあるが、このような制限が緩和されればより使いやすくなるように思う。

以上のように、津市でも「成年後見の社会化」の取り組みが行われているが、一層の政策充実が課題として残っている。種々の施策が充実されれば、成年後見制度を必要とする高齢者や障害者をより保護することにつながると考える。

（はまじまさみ）

人文社会科学研究所社会科学専攻
家族法

参考文献

- ・上山泰（2006）『「成年後見の社会化」の進展と新たな立法課題―社会化の日独比較を含めて』青柳幸一編『融合する法律学』信山社、2007、244頁。
- ・最高裁判所ホームページ「最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」平成19年4月から平成20年3月」
<http://www.courts.go.jp/about/siry/pdf/seihen08.pdf>（2009.11.28閲覧）
- ・三重県政策部統計室編（2009）『平成21年刊三重県統計書』平成19年家事審判・調停事件管内別新受件数（資料津家庭裁判所（最高裁判所事務総局「司法統計年報」）310～311頁。

三重における ワーク・ライフ・バランス の取り組み

田中 貢

I はじめに

ワーク・ライフ・バランス（WLB）とは、人々が多様なライフスタイルやライフ・プランニングを選択することができ、それを積極的に社会や企業が評価し、皆が生き生きと働き、充実した個人や家庭生活を送れるようにすることである。この研究では三重県におけるWLBの取り組みを調べることでその現状と課題を洗い出すきっかけとしたい。

II 三重県における労働環境

三重県内の労働環境を見ると、昨秋以降、経済状況が一変して悪化し、これに連動して雇用情勢も悪化している。最近の三重県下の有効求人倍率は低下傾向を示し、昨年10月の有効求人倍率は0.99倍と4年11ヶ月ぶりに1倍台を割り込み、その後も改善

の状況は見えていない。一方、三重県の所定労働時間数は全国平均値よりも長く（図1）、年次有給休暇取得率は、全国平均値と同水準に止まっている（図2）。

これは残業という長時間労働で個人や家族との時間が持ちにくくなってきている現状が表れている。社会の情勢が厳しい今改めて時間の過ごし方を考えなければならぬ。

III 政府・地方自治体の 取り組み

1 厚生労働省・

三重労働局の主な取り組み

これらの課題に対応するために、三重労働局では平成20年度に「仕事と生活の調和推進会議みえ会議」（鈴山雅子会長）を設置し、その会議において、WLBの推進に関する提言をとりまと

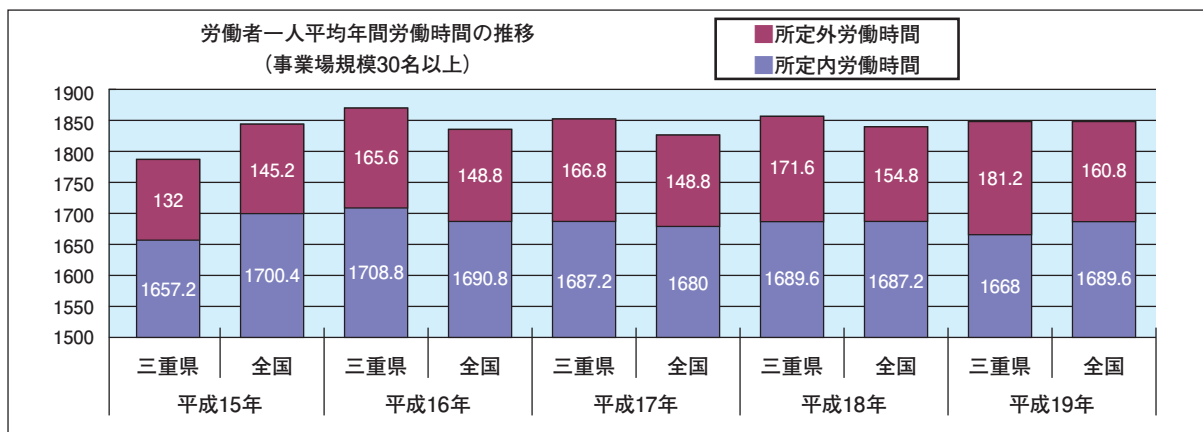


図1：労働者一人平均年間労働時間の推移

出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

2 三重県・津市の取り組み

- め平成21年2月25日に提出した。その内容は下記のとおりである。
- ① 地域の特性を踏まえた提言・目標設定
 - ② 仕事と生活の調和推進事業におけるモデル事業の実施企業の選定
 - ③ 仕事と生活の調和に取り組み企業の好事例の収集・情報の提供
 - ④ その他、三重県のニーズに応じて柔軟に設定

三重県では仕事と生活の調和実現に向けたさまざまな支援・援助・助成を行っている。この取り組みの中では、後に紹介する「男女がいっきいきと働いている企業」三重県知事表彰制度がユニークである。これは三重県が育児・介護休業制度、男女雇用機会均等法に基づくポジティブアクション、パートタイマーの処遇、次世代育成支援対策などの項目について積極的な取り組みを進める企業を抽出して表彰するものである。

津市独自のWLBについての取り組みは少ない。大都市ではない津市のよいうな中堅の地方自治体では独自の取り組みは難しいのかもしれない。しかし津市のような地方自治体が何ができるかをもちと考えていってもいいのではないかと感じた。WLBに積極的に取り組む街として全国にアピールできるようなユニークでフレキシブルな取り組みを提言し発信していく。それが地

年次有給休暇の労働者一人平均取得

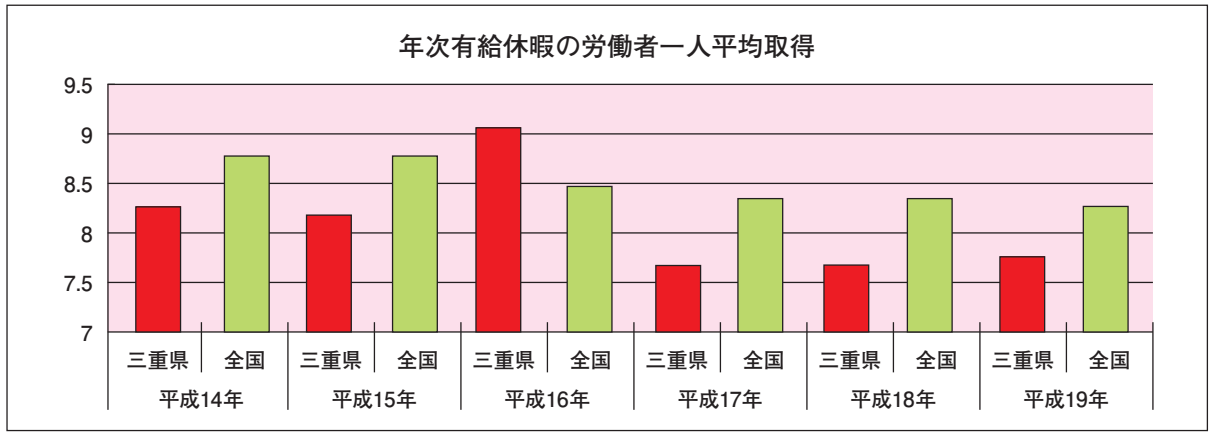


図2：年次有給休暇の労働者一人平均取得

出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

方を元気にする一つの施策ではないだろうか。

3 自治体がWLBを進める 利点と困難

自治体でWLB推進を行うときの困難は、労働条件に介入する強制権限や体制がなく、働き方に関する専門性を必ずしも持ち合わせていないところにある。このことを踏まえた上で自治体ができることは北九州市の麻田副市長の言うように下記のようなことだろう。

- ①働き方・暮らし方を変える運動を行う
- ②市民や企業へ「暮らし」面から支援や働きかけを行う
- ③保育・学童保育・介護サービスの整備
- ④自らが地域においてWLBのモデル職場になる

IV 企業経営とWLB

津市の企業で比較的積極的にWLBに取り組んでいる主な企業の事例を調査した。「仕事と生活の調和推進会議みえ会議」にモデル事業活動として掲載された百五銀行、オムロン松阪と三重県が支援している「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰受賞企業がそれぞれさまざまな取り組みを行っている。各社ともやはり子育て支援制度の充実や職場における女性の活用に関

関するアクションが目立つ。それぞれ業種によって取組内容に多少の違いはあるものの、全体的にはやはり子育て支援、女性の積極的な活用、WLBへの意識の高まりを見出すことができる。しかし、その制度の充実だけでなくそれを利用する実績がまだ十分とは言えないのではないだろうか。

大企業はまだ人的にも余裕があるが中小企業においては、たとえば育児休暇、介護休暇等をとろうにも代替要員が十分でない場合が多い。企業経営に直接影響がある場合、なかなか休暇や短時間勤務がスムーズに取得できないことが想定される。そこをペナルティなしで制度活用を進めていくことが経営者にとっても重要なことである。WLB支援は福利厚生施策ではなく、企業が社員に意欲的に仕事に取り組んでもらうために不可欠な人事活用策であり、多様なライフスタイルや生き方を受容できる職場とするための取り組みである。

V ワーク・ライフ・バランス 社会の実現に向けて

ワーク・ライフ・バランス社会を実現するためのキーワードは何かというと、これは働き方、生き方の「多様性」「柔軟性」ではないかと考える。人々が多様なライフスタイルやキャリアデザイン、ライフ・プランニングを選択し、それを認め、評価することである。経

済評論家勝間和代氏は「働きすぎの是正」を企業に期待している。日本人には「がんばること」への美意識がまだまだある。特に仕事は「がんばれば報われる」という考え方が根深く、多くの人がんばりすぎてしまう。結局どれも中途半端になることでストレスが溜まっていく。「働きすぎはカッコ悪い」という意識、それが新しいイノベーションを起こしていくであろう。

今回の研究は津市だけに絞るにはテーマが大きすぎたが、私は少なくとも三重県における現状を探ることでワーク・ライフ・バランスへの取り組みが地方でもどのくらい浸透してきているかを見るよききっかけになったと思う。そして、地域の特性も考慮しながら、地方自治体、企業、個人が自ら変わることで制度に魂が注入され、ワーク・ライフ・バランス社会実現への第一歩を踏み出すことができるだろう。

(たなかみつぐ)

人文社会科学研究所社会科学専攻
人的資源管理論

魅力的な都市への契機

津市の集客力の向上を目指して

呉紅冉

I はじめに

津市は明治22年の最初の市制施行によって、「津市」となった。もちろん三重県最初の市で、全国でも数少ない市の一つである。私は中国から来日して、最初に津市に来た時、服も本もろくに買えないので、若者が四日市や名古屋に買い物に出て行くという話をよく聞いた。外国人としての私の目で見ると、長い歴史があり県庁所在地でもある津市が、最近20年ほどあまり変わらなかったことは非常に不思議である。その後、勉強するとともに、津市の集客力の弱さが大きな問題点として津市発展の妨げになっていることを少しずつ理解するようになった。

II 日本の消費方向

都市の集客力と消費活動の関係が緊密であるから、本研究の最初の段階では日本の現在の消費方向から分析した。日本の新しい消費方向は時間の消費傾向と自分のための消費傾向、感情の消費傾向であるが、その担い手は若者である。彼らの活力が都市の集客力の向上に大切な役割を担っていると思う。

現在の日本では、コンビニの商品の値段は安くはないけれども、24時間営業と言う手軽さやコピー、銀行やクレジット会社のATMの利用など提供されるサービスの豊富さが「時間の消費」だと言える。そして、カラオケやカフェなど暇を潰すためにかなりのお金がかかる「時間の消費」サービス店も人気がある。

現在、ブランド品の人気は不況が続く現在でも根強いどころか勢いを増す気配さえある。消費者とりわけ若者はブランドイメージの高さだけではなく、「わたし」のイメージに合ったこだわりの商品を追求める自分のための消費傾向を強く持っている。

自分のための消費は個人的な消費活動であり、スポーツ、コンサートや演劇などの、多くの見知らぬ人との間に一時の一体感を感じさせる消費は「感情の消費」だと言われるようになった。

III 津市の現状

津市には郊外の大形店だけがあり、「わたし」らしさや「アイデンティティー」にまつわるサービスを抜ような新しい消費傾向にふさわしい店が極めて少ない。

津市の都心と言うと、平成11年度の津市の中期基本計画では、中心街再開発という計画は大門の商店街の再開発を意味している。しかし、今の大門には空き店舗が近年ますます多くなり、そして、シャッターが閉まったままの空き店舗だけでなく、駐車場になるケースもあり、商店街の連続性が失われ、商業集積の魅力の急激的な低下が危惧されている。今後再開発する可能性が低いと思う。

大門地区には市役所や民間企業があり、国道23号線が通るが、中心街としては、そのような一気に通る抜ける車の交通量が多いことは必要ではない。むしろ徒歩でブラブラ歩きまわったり、立ち止まって友人とおしゃべりをしたりするよきな人々の数が増えることが必要ではない。

いか。

だから、やはり一番歩行量がある津駅周辺のほうが新しい消費傾向にあった商業発展中心街によりふさわしいのではないか。津駅の北方には三重大学、看護大学、三重短大などのような多数の若者を集める教育機関が多いし、普段の移動手段が自転車や電車である大部分の学生にとって、大門より津駅は近く便利である。津駅の周りには塾や予備校も数多いから、津駅の周辺地域へ若者を引き寄せやすい。現在、津駅の周辺に集客力を持った飲食店が非常に増えている。このような現象は、津駅周辺地区が津市の中心街となつてゆくことの前触れだと思う。

津市の理想的な商業発展のあり方は、今の郊外型の大形店と津駅中心街の明確



(津駅前)



(津駅2階の店舗)

IV 津市イメージのブランド化へ

今まで津市の商業発展を制約していた原因は、商業発展の中核となるべき中心街の位置付けが誤っていたことと、定住人口の少ないことの2点だと思ふ。しかし、今日の日本の社会は少子高齢化が激しくなり、短い時間で津市の定住人口の少ないことが改善される可能性は少ない。だから、まずは交流人口を増やすことこそポイントだと考えている。

観光資源の利用とユニークなイベントの開発は交流人口を増やす方法として、力を入れるべきだ。津市には有名な榊原温泉、伊勢神宮など、伊勢志摩方向への観光では、津市を通過してゆく観光客は数多い。だから、津駅の周辺に、センスのあるホテルや娯楽サービス、飲食店などが揃ったら、観光客は温泉や伊勢神宮などの観光の後、津市に戻る可能性が大きくなるのではないかと。さらに、もし、ユニークな祭り活動が掘り起こされ、そして一年中さまざまなイベントが開催されれば、周辺の人々が日帰りの旅行で気安く津市へくる可能性が大きくなるだろう。

な差別化だと思ふ。現在キャラクター商品やブランド品の消費ブームは、消費者が求めているものに間違いない。日常生活で着用する下着や靴下などは、郊外大型店である「イオン」や「ヨーカ堂」などで何とか間に合わせる事ができるのだろう。それに対して、津市の真ん中の商店街がどこにでもありそうな品を扱っていたら、いくら中心といっても、なんの驚きも楽しみもない。だからこそ、津市の中心街には、ブランド品やキャラクター商品を扱うお洒落な店が立ち並ばなければならない。そして、ファッションストーリーを形成し、そのおしゃれな全体的なイメージで遠近から顧客を引き寄せるべきだと思ふ。

観光業の振興やお祭り・イベントの開催は直接定住人口を増やすわけではないが、集客の過程であるとともに、津市発の商品、サービスのブランド化と津市イメージのブランド化を作り出し、津市発の好循環になる。つまり、津市自身を商品と見なして、どのように加工すれば、

ブランド商品になれるかを考えることは、現在の最も重要な課題だと言える。

(二こうねん)

人文社会科学研究科地域文化論専攻
社会学

三重県における不況の雇用状況

李恩

I はじめに

1950年代半ばから1970年代初頭までは、日本の経済が飛躍的に成長を遂げ、いわば高度経済成長期である。しかし、1970年代から、労働力の欠乏や市場飽和につれ、経済発展の原動力が失っていくと共に、日本経済が繰り返して約10年ごと不況に陥っており、経済発展のペースが遅くなるという大勢は明らかである。

2008年10月にアメリカのサブプライムローン問題を発端とする世界経済の減速をうけ、日本の経済は2002年に景気回復して以来、5年ぶり再び不況になった。特に雇用情勢については、

参考文献

- ・今野裕昭・武笠俊一(2002)『都市機能の高度化と地域対応』東北大学出版会
- ・季刊『0040504:0804:0810』『まちづくり』学芸出版社
- ・津市政策財務部政策課(2008)『津市総合計画』

若年求職者である新規卒者の内定取り消しや外国人労働者の雇い止めなどの雇用の悪化が一層に懸念されている。

本稿は、今回の不況の前後5年間(平成17年度～21年9月)と前回あった2000年前後5年間(平成9年度～14年度)の不況の比較及びハローワークの支援活動の変遷を通じて、今回の世界的な金融危機は三重県の雇用状況にどれほど影響を与えるのかを明らかにしようと思ふ。

II 前回と今回の不況で県内の雇用状況の比較

1 有効求人倍率

求人倍率にみると、今回の不況で、一

番低いときは今年4月から9月まで平均数値の約0・40倍で、前回に一番低いときの0・54倍（1999）を大幅に下回った。調べによると、2005年にピークになってから、求人倍率は年々低下しており、特にリーマンショックを受け、有効求人倍率は急激に悪化した。

2 求人への動向

求人への動きから見ると、前回一番少なかった1998年度の新規求人数は月平均7,147人に対して、2009年度4月から8月まで月平均は7,109人である。有効求人倍率は1998年の月平均18,544人に対して、2009年4月から8月までの月平均は17,237人である。つまり、現在の求人数は、前回の一番少ないときを下回る。そして、2005年度から2009年9月現在まで、新規求人数と有効求人倍率が年々悪化していると見られる。

3 求職の動向

求職の動きを比較すると、前回の一番多い求職者の時期は2002年度で、新規求職者の月平均は8,596人、有効求職者は37,107人であった。それに対して2009年4月から8月の月平均はそれぞれ9,848人と45,902人で、今回は前回を大幅に超えた。また、1997年から2002年まで、新規求職者と有効求職者が増加する傾向にあったが、増加のスピード

が穏やかで、自然に伸びたといえるが、2009年度の新規求職者と有効求職者は2005（2008年度）に比べ急増し、金融危機の影響という主因が指摘できると思われる。

4 就職の動向

就職件数からみると、前回の5年に月平均就職件数は1,952件であり、今回の約5年間の月平均就職件数は2,306件より少ない。1997年度から2002年度まで、就職件数は18,240件から29,205件に年々穏やかに増加していたが、「つなぎ雇用」の効果がある緊急雇用創出特別交付金事業を実施していたため、増加数値の自身にはパートの就職件数の割合が少なくないということが注意すべきである。一方、2005年度から2009年8月まで、就職件数は不安定な状況が現れ、特に2009年6月から8月までの2カ月連続で減少し、それ以降の状況が懸念される。また、就職件数の自然的な増加率を無視することができないから、就職件数が多いが、今回の就職の状況は前回より優れるとはいえない。

5 支援活動

前回と今回の不況とも、いくつかの支援活動が実施された。これらの支援活動により、就職件数が増加し、求人倍率が改善されるという効果があったといえる。それぞれの支援活動を比べると、今回

の支援活動は事業主向けが多いが、前回のトライアル雇用のような支援活動は求職者向けである。ここには、事業主が自発的に雇用することに転換させるという意味があるだろう。また、今度の支援活動は「緊急」という状況を強調しているようであり、前回の「緊急雇用創出特別交付金事業」も「緊急」であるが、「つなぎ雇用」の効果を目指すため、緊急の程度は今回より、あまり目立たないと考えられる。ところで、「緊急雇用創出特別交付金事業」は2年後終了したという事実から見ると、景気が回復したと思われる。この側面でも、前回の雇用状況はそれほど悪化しなかったということが示された。

Ⅲ おわりに

1 今回の雇用状況の厳しさ

いま県内における求人倍率と求人への動向、求職の動向はいずれも悪化していることがうかがえる。前回の不況は既に乗り越えたが、今回の不況はいつまで続くのかはまだ不明だから、今回の雇用状況は前回のより厳しく、21世紀に入ってから、一番悪い時期とさえいえる。

2 県内における不況の雇用状況からのヒント

2000年前後の不況は国内商品の安売り競争や外需の減少などにより、物価下落のため、企業収益が悪化し、人員や賃金が削減され、それに伴う失

業が増加し、雇用状況も悪化した。こうした理由も今回の不況の背景として継続している。

海外からの廉価な賃金と人件費による安い商品の輸入及び国内の消費低迷のため、国内の販売業も安売り競争が激しくなり、買い手市場になっている。消費者にとっては、商品が安ければ安いほど喜んでいられると思われるが、一旦価格が低下すると、更に安くなると期待するという考え方があるから、消費者のニーズに合うため、安売り競争が一層に激しくなるという循環になる。今回の不況で、これから安売り競争が盛り上がる結果として、政府が表明したよう、2000年前後のようなデフレになる懸念があると思われる。

(りおん)

人文社会科学研究所社会科学専攻
日本経済史

参考文献

- 厚生労働省都道府県労働局ハローワーク（2009年）『雇用保険の早わかり』、「中小企業緊急雇用安定助成金のご案内」
- 都道府県労働局（2009年）『雇用の安定のために―事業主の方への給付金のご案内』
- 津公共職業安定所（2009年8月）『業務資料』
- 津公共職業安定所（2009年10月）山崎浩一への聞き取り調査
- 三重労働局職業安定部（2001年、2002年、2008年）『労働市場年報』
- 三重労働局職業安定部（2009年2月、8月）『労働市場月報』
- 三重労働局（2009年8月）田中尚則への聞き取り調査

三重県における 華僑華人の現状と課題

陳林妹

I はじめに

日本全国の中国人登録者数が増えつつあり、三重県においても、2008年末には9,993人と大幅に増加している。華僑華人の数が増えると同時に、新華僑による本格的な日本社会への進出が著しく見られる。まず、いくつかの概念を述べておきたいと思う。華人というの



MOCA 第一期会長 蔡義雄氏

は日本の国籍を取得した者で、華僑は日本に居住している中国国民のことを指す。近年、老華僑と新華僑華人という言葉がしばしば使われているが、老華僑というのは1979年までに来日し、日本に生活してきた者で、新華僑は1979年以降来日し、永住権を取得し、定住する人であり、又は就労可能、活動制限無し、在留資格を取得している人のことである。

日本が中国、アジアとの経済協力、発展を考えると在日華僑華人社会を深く理解することは、中日友好交流の文化的な面ばかりでなく、今後の経済面の交流にとっても重要であると思う。

しかし、横浜や神戸における華僑華人社会についての地域的な研究はよく見られるが、三重県についての調査や研究はまだ少ない。従って、本研究は、津市を中心とした三重県の華僑華人の現状とその課題に関して、次の三つの目的を持つており、(1)現状を調査し、明らかにする。(2)華僑華人が直面している問題を理解する。(3)それによって、

さらに華僑華人の将来を考察する。

II 三重県における華僑華人 社会の現状とその問題点

1 三重県の華僑華人の分布状況

在重中国人の分布で見ると、津市が最も多くて、2008年末現在1,939人で総数の22%を占め、四日市市がその次で1,479人(17%)、鈴鹿市が3位で1,057人(12%)である。帰化を含む華僑華人の分布状況に関する統計はないが、在重中国人の分布状況とあまり変わらないと考えられる。活動制限無しの中では「永住者」と「日本人の配偶者」の増加が著しくあらわれている。これは「永住者」への申請が単純化したことと国際結婚率が高いことかどうかがある。

2 三重県の華僑華人社会の現状

2008年末現在における在三重就労許可ビザを取った中国人は727人で、就労制限無しで滞在する者をプラスして、新華人の数は2,437人である。2002年の1,214人より、倍となった。なお、就労許可ビザの中では、「技術」や「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」の構成が著しく上昇している。さらに、日本企業に就職した新華僑の職業内訳を見ると、専門・管理職などの高度な専門技量を必要とする業務についている人が多くなった。

3 三重県の新華僑華人の職業状況

日本には華人の職業分布に関する統計資料がないが、華僑華人とも、日本の活動範囲などはおおむね似通ったものであると考え、在重新華僑華人の職業状況の一端をのぞいてみたい。調査結果として、人文社会科学分野の仕事に従事する人が一番多く、理・工など自然科学分野に従事する人が28%強を占め第二位である。産業分野では、特殊熟練技能を要する研究や教職に従事する人が24%で第三位である。

4 華僑華人の子弟の教育現場

①中国語教育の遅れ
知っている限りでは、現在、三重県においては、三重大学の国際交流センターで週に一回(土曜日)中国語の教育を行っている。津市では華僑華人の子弟に対して、母語教室作りがようやく始まったと考えられる。それについては、母語教室を続けてほしいという声が高い。

②あいまいな自我意識
2009年の『在留外国人統計』によると、2008年末現在三重県には5〜19歳の学齢期にある中国人が597人で、総数9,816人の6%を占めている。この中には、新華僑華人の子女が圧倒的に多い。彼らの多くが日本に生まれ、或いは学齢期に達する前に両親に連れられて日本に渡った。大多数が日本の生活に慣れていて、一方、中国の生活面などについて、いやになり、帰国を望まなくなる。そうしたきっかけで、新華僑の

二世、三世は段々中国の伝統的な文化から離れていくだろう。

Ⅲ 三重華僑華人総会

(MOCA: Mie Overseas Chinese Association)
の発展と今後の動向

1 MOCAについて

2009年4月12日、津市では三重県華僑華人総会を設立した。それは、「三重華僑総会を再編し、三重県内の老・新華僑、華人の一層幅広い団結を目指し、準備が進められてきた」と2009年5月1日華僑報により、報道された。

現在、MOCAの会員数は97人で、70人の男性と27人の女性からなっている。その中に、新華僑は77人で総数の79%を占めて、老華僑は20人である。社長は21人で、教授・先生や会社員、主婦の割合が多い。そして、多くの会員は津市や松阪市に在住している。来年になると、四日市市を中心とする30人の増員が予想されている。

MOCAに属する老華僑と新華僑の経営者は8人と10人である。老・新で職業範囲が大きく異なっている。現在の新華僑経営者を見ると、中華料理や貿易への変化が著しい。技術が高いIT産業に携わるようになったこともうかがえる。また、新華僑会員の多くは会社員や教育者となっている。

2 MOCAに対して、華僑華人の要望

日本中部華僑華人連合総会が成立し、三重県華僑華人総会は中部地方の華僑華人団体との繋がりが強くなりつつある。これから、他県の団体との関係も緊密になるだろう。情報の交換などにより、三重県の華僑華人にはネットワークを展開する好機であり、日本華僑華人社会にとっても喜ばしいことだといえよう。

一方、今後の課題になるが、MOCAは、華僑華人ないしは三重中国人のために、子弟の中国語教育のことだけでなく、法律知識、例えば結婚や相続などの民法や福祉の知識を広げる取り組みをすべきであろう。

Ⅳ 終わりに

調査により、三重県特に津市に在住する華僑華人についての現状の把握がほぼできたと思うが、これからその子弟の母語教育の現状と新華僑華人の子弟の自己意識の調査についてさらに深く考察していこうと考えている。

(ちんりんまい)

人文社会科学研究所地域文化論専攻
 社会学

参考文献

- ・華僑報(2009年5月1日)
- ・朱慧玲(2003)『日本華僑華人社会の変遷』日本僑報社
- ・入管協会(2003、2009年)『在留外国人統計』

中世安濃津における 天台真盛宗の 展開について

戸伏知子

I はじめに

天台宗真盛派は、室町時代後期に真盛上人によって広められた宗派である。

真盛上人は、1443年(嘉吉3)正月、伊勢国一志郡小倭庄大仰郷に生れ、1449年(宝徳元)7歳の時に、川口光明寺の盛源律師の室に入り、14歳の時に同寺で剃髪出家をして「真盛」と名づけられる。比叡山に上ったのは、真盛上人19歳の1467年(寛正2)のことであり、後、黒谷にある青龍寺に隠棲をして、『往生要集』と出会い、感得したのが1485年(文明17)、真盛上人41歳のことであ

る。翌年文明18年に、本拠地となる西教寺を再興し、伊勢国に西来寺を創建するのは、1490年(延徳2)である。真盛上人は、1495年(明応4)伊賀国の西蓮寺で入寂するが、教化活動を行ったのはわずかに10年間のことであった。とは言い、現在残る天台真盛宗の寺院数は津市内において、真宗高田派に次いで



真盛上人画像(天津西教寺所蔵)『訳註真盛上人往生傳記』より

2番目の多さである。どのように展開していったのかを、中世の安濃津を中心にみていきたい。

II 天台真盛宗の起り

室町時代伊勢国においては、伊勢神宮をはじめとして、地藏信仰や観音信仰など様々な信仰があった。室町時代に入って、寺院が多数開創されたようである。真盛上人と時を同じくして、真宗高田派真恵上人も伊勢の地に布教をしたが、真恵上人は主として北勢に力を注いだらしく、安濃津のあたりでは直接教化を受けたものはいないようで、高田派の布教が及んだのは天正期（1573～1592）以降のこととされている（色井、1973）。

天台真盛宗は、開祖真盛上人の人格と信仰をよりどころとした佛法の集団であると、色井秀議氏は述べている。そして、その信仰が天台大師、伝教大師の精神を伝えるものとして天台の二字を冠しているという（色井、1967）。

真盛上人は「無欲の人」と評されており、『後法興院記』など、貴族の日記などに多く記されている。比叡山時代の真盛上人は、出世街道を走っていたにも関わらず、その道を捨てた。また真盛上人は往生する際に、欲を起せば万事において不足にあうから、無欲清浄にして念仏をするようにと弟子たちに遺誡を残している。

III 中世安濃津における天台真盛宗の展開 — 真盛上人とその弟子たち —

真盛上人は、1495年（明応4年）伊賀国西蓮寺において、48日別時念仏会の期間中に入寂した。葬儀は、西教寺でおこなうという僧侶たちの意に反し、檀那が中心となり、西蓮寺で行なわれた。真盛上人の葬儀にかけた徒弟僧尼は300余人にのぼると『真盛上人往生傳記』は記している。遠国の者で、来ることの出来なかったものを入れると、かなりの数字になるだろう。

数多くいる僧尼たちのなかで、真盛上人の遺訓を体得し、布教救世に尽力したのは、西教寺2世盛全、同3世真恵、真生、善光寺開基盛俊、上善寺開基盛信、蓮生寺2世盛音などであるという（西村、1961）。うち、伊勢国に関わるものは最後の盛音である。この人は、真盛上人が1494年（明応3）に再建した伊勢射和蓮生寺に上人の命で2世として入った。盛音の弟子の盛俊は、1537年（天文6）発願して伊勢山田に善光寺を創建している。

安濃津においては、西来寺や成願寺を中心に末寺が多く創建されていることがわかる。なかには、隠居後のために建てたものが寺院となるなどしている。西来寺3世盛品により30余年間に寺勢を興隆、末院200余を数えるまでに至ったという（色井、1977）。

宗祖大師、つまり真盛上人が生きていた頃は、寺領田島等の寄附は公事闘争の原因となるために、堅く禁じられていた。しかし、1571年（元亀2）織田信長の比叡山攻めるとき、西教寺も堂宇のほとんどが焼失するという事態になった。この復興や維持が不可能となったため、1582年（天正10）以後、寺領を受けようになり、寺院経済の確立をみたという（西村、1961）。

真盛上人以前の時代に創立した寺院もある。弘安寺などは、もともと真言宗として創立された寺院だったが、文明年間

天台宗	8	天台真盛宗	116
高野山真言宗	2	真言宗醍醐派	20
真言宗山階派	1	真言宗御室派	7
浄土宗	34	浄土真宗本願寺派	20
真宗大谷派	20	真宗高田派	173
時宗	1	臨済宗妙心寺派	12
臨済宗東福寺派	2	臨済宗相国寺派	2
臨済宗興聖寺派	3	曹洞宗	32
黄檗宗	1	日蓮宗	5
日蓮正宗	2	本化日蓮宗	1
正法法華宗	1	本門仏立宗	2
単立	1		

表：津市内 寺院数（三重県宗教学人名簿 H19）

に真盛宗に転宗している。

このように、真盛上人の死後、安濃津では西来寺を中心として真盛上人の教えをひろめてきた。その後、江戸時代には末寺が転宗するという事件が起き、現在の分布はこの年代に定まったようである（『香良洲町史』）。明治初期の廃仏毀釈では無檀無住の寺院が廃寺となるなど、減少傾向にあったようであるが、その後、廃寺となった寺院を復興するなどして生き続けていることがわかる。

IV おわりに

以上、見てきたように戦乱や一揆、仏教間の争いが起こる時代に真盛上人は生まれ、そして人々を教化してきた。真盛上人の教化活動期間はわずかに10年足らずであったが、津市内には、第2位という規模の寺院数で、現在にその教えは生き続けている。一志郡から生れた上人ということも影響しているかもしれない。また、室町後期という戦乱や一揆などが頻発するなかで、生活していた人々が念仏にすがった。また、漁業に携わる人々が多かった地域では、殺生をしても極楽にいくことができるために念仏にすがったのかもしれない。その中で2位といるのは、やはり高田派の存在が影響しているだろう。高田派については、他に譲りたい。

（とぶしともこ）

人文社会科学研究科地域文化論専攻

歴史学

参考文献

- ・佐藤定憲『真盛上人傳―乱世に浄土を 末法に身灯明―』（佐藤敏憲・発行、1997年）
- ・色井秀謙編『天台真盛宗学汎論』（天台真盛宗学研究所、1961年）
- ・色井秀謙『天台真盛宗学読本―真盛佛法入門―』（総本山西教寺、1967年）
- ・色井秀謙 ほか編『訳注真盛上人往生伝記』（天台真盛宗学研究所出版部、1972年）
- ・色井秀謙『真盛上人と西来寺』（西来寺、1977年）
- ・西村尚紹『真盛宗史』（『天台真盛宗学汎論』所収、1961年）
- ・山田雄司『雲出川流域の宗教構造―室町後期の状況―』（歴史街道講演会記録集『水面をわたる道（安濃津・雲出川）みえ・まんなか学のすすめ Vol.1・5 所収）
- ・山田雄司『中世伊勢国における仏教の展開と都市』（『都市をつなぐ』（中世都市研究13）新人物往来社、2007年所収）

戦国期中伊勢における地域権力と中世城館

安濃津地域を中心に

中川 貴皓

I はじめに

戦国期伊勢国の地域権力に関する文献史的研究は盛んである。しかし多くは伊勢国司北畠氏に関するもので、中伊勢の国人領主である長野氏の研究は非常に少ない。このような地域的傾向は城郭研究においても当てはまる。1977年の三重県による中世城館悉皆調査後、北伊勢・南伊勢は着実に研究が重ねられているものの中伊勢においては十分とは言えず、特に長野氏の支配領域では、

発掘調査報告書でさえ対象城館の検討のみとなっているのが実情である。史料や城館の縄張りから、一定の地域内の城館を位置付け、検討するといった作業がなされていないのである。そこで、本稿では中伊勢の安濃津及び周辺地域（安濃津地域）を対象とし、文献史学と城郭研究の視点から、長野氏の動向と中世城館の検討を行い、戦国期安濃津地域の様相を明らかにすることを目的とする。

II 戦国期安濃津地域における長野氏の動向

安濃郡山間部を本拠とする長野氏と安濃津地域の関係が初めて史料に現れるのは1451（宝徳3）年である。その後、長野氏は1455（康正元）年、安濃津観音寺宛てに諸役停止の免状を発給し、3年後には伊勢神宮領安濃津代官職を押領して神宮と争うなど、安濃津支配を画策して進出するが、幕府の命により一時安濃津から退くことになる。しかし、応仁文明の乱の影響が伊勢国に及ぶと、安濃津に新警固を課し、さらに神宮領垂水納所を押領するなど神宮と再び対立しつつも安濃津地域支配を実力行使で進めていった。大永・天文期にな

ると、高田門徒に対する用脚停止や津四郷の公事に関する長野氏奉行人連署状、一身田・窪田の用水相論の裁許などから、長野氏は安濃津地域の公権力として認識され、安定した支配を行っていたことが読み取れる。

一方で、北畠氏との領域争いが安濃津・垂水周辺で起こり、天文期には長期的な対陣へと発展する。その後も北畠氏との争いは続くが、永祿期に織田信長が伊勢侵攻をはじめると、長野氏は織田方に服従し、長野氏による戦国期を通じた安濃津地域支配は終焉を迎える。

III 安濃津地域の城館構成

安濃津地域では、北側の長岡丘陵に上津部田城・峯治城・洪見城、南側の半田



上津部田・峯治・垂水城の縄張図は、津市教育委員会作成の測量・遺構図（以下、津市図）をもとに復元的に作図した。池ノ谷砦においては、2010/01/19に現地踏査にて作図し、道路等による破壊箇所は津市図をもとに復元的に作成した。

丘陵に垂水城・池ノ谷砦の5つの城館遺構が確認されている。そのうち、池ノ谷砦を除く4城は発掘調査され、上津部田城以外の3城は調査後に消滅し残存しない。調査により、いずれの城館も存続期間が15世紀後半から16世紀中葉であり、生活痕跡があることが判明した。これらの城館は戦国期を通じて恒常的に維持され機能していたのである。

長岡丘陵の城館

上津部田城と峯治城は、立地や縄張りの類似から同一勢力による関与が指摘されているが、両城を築城・維持した主体は詳しくわかっていない。しかし規模や構造から、土豪ではなく国人以上の勢力であり、IIの成果をふまえると長野氏が築城・維持主体であると考えられる。1539（天文八）年の一身田・窪田の用水相論において、室町幕府が「雲林院兵部少輔并長野」に裁許をするよう命じていることからわかるだろう。雲林院氏と長野本家の代官が、在地支配のため派遣され、両者はそれぞれ上津部田城と峯治城を拠点とし志登茂川下流域の在地支配を行っていた。両城の関係は長野家中の権力構造を反映していると指摘できる。

では洪見城と両城の関係はどうか。丘陵の北側に上津部田城・峯治城が、南側に洪見城があり、お互い背を向けるように配置されている。北側と南側の距離は丘陵を伝って1.4kmである。IIや発掘成果をふまえたうえでこのように各城館の構造や立地をみると、丘陵上の3

城が一つの城館群として連携しつつ機能していたと推測できる。上津部田・峯治城は志登茂川下流域、洪見城は安濃川下流域の在地支配のための城館としてそれぞれ役割を担っていたのである。

半田丘陵の城館

垂水城は、北畠氏被官の垂水氏が在地支配と境目防衛のために築城したとあるが（米山2000）、それには疑問が残る。第一に垂水城の縄張り立地である。縄張りは、北畠氏側である南からの攻撃を意識していることが読み取れ、さらに垂水集落も丘陵に遮られ視認できない。そして、第二に垂水氏の動向である。15世紀前半から北畠氏奉行人として登場するが、垂水城周辺では確認されず、さらに戦国期を通じて北畠氏が垂水の支配に関与したという史料がみられない。一方、長野氏に関する史料はIIでも示したように見受けられる。この時点で垂水は長野氏の支配下に組み込まれたと考えたほうが自然であろう。以上から、垂水城は長野氏により安濃津の抑えと対北畠氏の「境目の城」として築城・維持されたと言える。また池ノ谷砦は、縄張りから臨時的な性格を持つ城館であることが推測される。垂水城との位置関係から、1547〜1549年の長野・北畠氏間の抗争に際して造られた垂水城の出城、もしくは付城と考えられる。

IV おわりに

長野氏は1450年代に安濃津地域

に進出し、神宮と対立しつつ文明年間の戦乱にまぎれて実力行使により着実に安濃津支配を進めていった。大永・天文期には、安濃津地域の公権力として認識され、永禄期に織田氏に服従するまで実質的な支配を行っていたことがわかる。その長野氏の支配において、文明期の軍事的ピークに長岡丘陵では、上津部田城・峯治城・洪見城が築城され、一つの城館群として機能し、街道の把握、志登茂川・安濃川下流域の在地支配を行った可能性を示した。一方、半田丘陵では、垂水城が安濃津の抑えと対北畠氏の「境目の城」として築城・維持されていた。ついで、天文期の軍事的ピークには、長野・北畠両氏の境目に陣城である池ノ谷砦が築かれ、垂水城をはじめ、各城館もこの時期に改修が行われたものと想定できる。そし

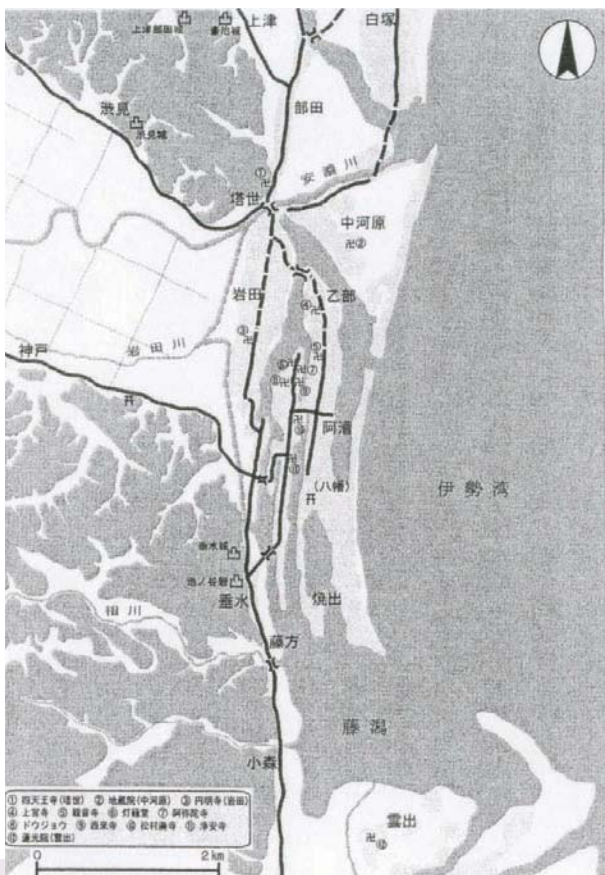
て、永禄期には織田信長による伊勢侵攻の仕置きとして一國破城令が出され、滝川一益が請け負った洪見城以外は廃城となったものと考えられる。以上が戦国期安濃津地域の様相である。

（なががわたかあき）

人文社会科学研究所地域文化論専攻
歴史学

参考文献

- ・伊藤裕偉（2007）『中世伊勢湾岸の湊津と地域構造』岩田書院
- ・伊藤裕偉・藤田達生編（2007）『都市をつなぐ―中世都市研究―』13新人物往來社
- ・岡野友彦（1998）『伊勢国人長野氏による「莊園押領」について』『三重県史研究』14
- ・美里村編（1994）『美里村史』上巻美里村
- ・村田修三（1980）『城跡調査と戦国史研究』『日本史研究』211
- ・米山浩之（2000）『垂水城跡発掘調査報告』津市教育委員会
- その他各城館の発掘調査報告書



この出典は、中世安濃津復元図（『中世伊勢湾岸の湊津と地域構造』より転載。伊藤裕偉氏作図。）

TRIO_{Vol.11}

CULTURE, SOCIETY and NATURE in MIE
published by Graduate School of Humanities, Law and Economics, MIE UNIVERSITY, Japan.

<http://www.human.mie-u.ac.jp/chiiki/trio/>

トリオのバックナンバーをご覧ください。